

2. 生命保険

2015年の中国生保市場は、保険料収入が前年比24.9%増と高い成長を続けている。大手4社のシェアが引き続き低下する一方、高いキャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行系生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは6.3%と前年比0.5ポイント増の微増にとどまった。2015年末時点の生保会社数は75社（中資系47社、外資系28社）と前年末より4社増加した。中国保監会はソルベンシーの試運行、健康保険加入の税優遇政策および相互保険会社管理規定の制定などにより、市場の健全化および市場規模の拡大を図った。

市場概況

保険料業績

2015年生保保険料は前年比24.9%増の1兆5,859億元となり、近年最高の成長となった。上場大手4社（中国人寿、平安人寿、太平洋人寿、新华人寿）とも増収となったものの、成長率は年間成長率以下にとどまる。保険料シェアは業界トップの中国人寿が前年の27%から24%と3ポイント下落、上場4社シェアも前年の57%から51%まで低下した。一方、銀行窓販やネット販売を通じた高キャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行系生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは6.3%と前年比0.5ポイント増の微増にとどまった。2015年末時点の生保会社数は75社（中資系47社、外資系28社）と前年末より4社増加した（表1、2）。

表1：生命保険料収入の成長率推移

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
生命保険料収入前年比	6.8%	4.1%	7.9%	18.1%	24.9%

出所：中国保監会HP

表2：中資系生保会社と外資系生保会社の市場シェアと会社数の推移

	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年	
中資系	96.0%	36社	95.2%	42社	94.4%	42社	94.2%	43社	93.7%	47社
外資系	4.0%	25社	4.8%	26社	5.6%	28社	5.8%	28社	6.3%	28社

出所：中国保監会HP

商品・販売チャネルの動向

生保の主要チャネルは個人代理人と銀行・郵政代理を通じたものであり、全保険料の九割以上を占めている。近年、銀行窓販に対する規制などから銀行・郵政代理の占率が徐々に低下傾向にある一方、個人代理人による販売占率が上昇している。また、その他の販売チャネルとしては、インターネットの普及によりネット販売が規模を拡大してきている。

販売商品に関しては、過去、有配当保険が七割以上を占

めていたが、2013年8月に普通保険（無配当死亡保険・生存保険・養老保険）の予定利率が一部自由化されたことで、各社が予定利率を高めた商品を投入し、販売が好調であった。その結果、2014年の有配当商品の割合は前年度の75.7%から51.4%まで低下する一方、普通保険は11.2%から33.0%へと大きく上昇した（図1、2）。

図1：販売チャネル別保険料占率推移

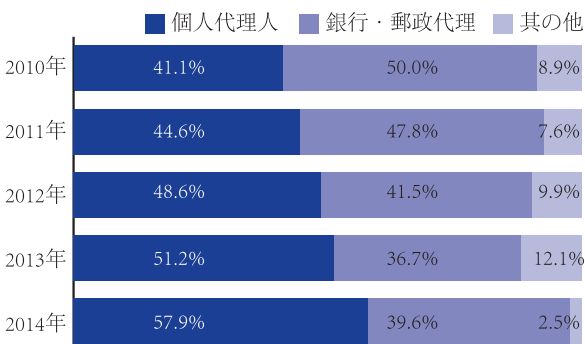
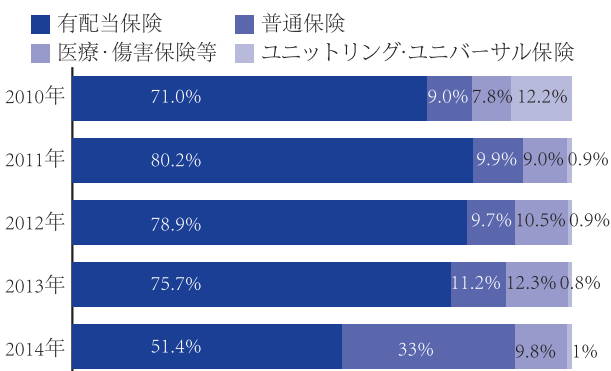


図2：販売商品別保険料占率推移



保険業界を巡る動向

中国ソルベンシー・マージンII

2012年3月、保監会は「中国ソルベンシー・マージンII監督制度体系創設計画」を発表。2015年の試運行により目標を達成し、2016年から正式に実施すると発表した。同制度は、定量・定性・市場監督の面で基準を設け、定期的な評価によって保険会社を分類し、対応措置をすることによって、保険業の健全な発展を促進し、保険会社のリスク管理の推進、業界リスク管理および資本水準の引き上げ、国際的な影響および地位向上を目指す。

相互保険会社に対する正式認可

中国保監会は中国保険市場の発展を促進するため、2015年2月「相互保険組織に対する監督管理試行弁法」を公布し、過去にない保険組織形態を初めて導入する。同弁法は一般的な相互保険組織（初期会員500名以上、基金総額1億元以上）と専門的・地域的な相互保険組織（初期会員100名以上、基金総額千萬元以上）を分けた。

商業健康保険加入者に対する個人所得の税優遇

2015年5月に、財政部、国家税務総局および中国保監

督管理委員会は「商業健康保険料にかかる個人所得税政策の試行展開に関する通知」を公表。北京市、上海市、天津市、重慶市の四直轄市において、特定の商業健康保険を個人が加入する場合、発生した保険料は個人所得税の控除対象となり、控除限度額は年間2,400元（毎月200元）となった。

「インターネット保険管理規程」の発布

近年、インターネットを経由して保険販売の規模が大きく拡大しているが、それに規範する措置がないため、基準が混乱していた。中国保監会はインターネット経由による保険販売に対する規定を公布した。同規定によって、傷害保険、定期保険および従来型終身保険は、拠点のない地域（省、自治区および直轄市）でも販売可能となった。一方、健康保険、ユニバーサル保険、有配当保険においては、拠点がなくない地域での販売を停止した。Webポータルやショッピングサイトはインターネット保険を販売する場合、保監会の認可が必要。2015年10月より実施された。

2016年の展望

2014年に「新国十条」が公布され、明記されている個人税収繰延型の明記されている個人税収繰延型の年金商品に関しては2016年に継続的な実施に向けて準備が進められる見込み。そして、同時期に明記した健康保険加入時の個人所得税控除については控除額が確定し、商品開発も済み、2016年に正式に執行する。2013年に開始した予定利率の改革について普通保険、ユニバーサル保険、有配当型保険の予定利率一部自由化が済むことで、今後、保険料率の市場化を深化させる見込み。まず、傷害保険の料率市場化改革が進められる見込み。また、保険会社の支払い能力に関する新しい管理監督体系であるといわれる「ソルベンII」が2016年に正式に実施される。さらに、保険監督管理改革の一環として、事前審査の簡素化が行われ、行政審査事項が36から18まで削減したのと同時に、相互保険、ネット保険会社など過去にない組織形態に対する管理規定を公布し、保険市場の発展を促進する。こうしたことから、生保を取り巻く環境はさらに市場規模の拡大が図られるとともに、監督管理部門による適切な規制や各社の自律的改善を通じた健全化の進展が期待される。

はならない旨を通達されている。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われている。

新たな支店の設立許可証の申請過程において、外資合弁生保が中国企業と同等の国民待遇を受けられるよう要望する。

③資産運用面について

外資系生保企業に対して、合理的な範囲内で資産運用における投資の許可範囲を拡大してほしい。

④外資生保、保険代理会社の設立について

外資系生保は、25%以上の保険代理会社への出資を認められていない。

先進的な保険コンサルティングノウハウを伝播する手段として、現状、明文化はされていないものの、実質的に制限されている保険代理会社の外資出資制限の撤廃、さらに、保険代理会社への外国生保による100%出資を要望する。

⑤その他

・中国保険年鑑等の整合性について

統計データに連続性がなく、データそのものも確かかどうか疑問が残る。中国保険年鑑は、省ごとに集計方法が異なっており統一性が取れていないケースも多く、データ収集が困難な状況である。統計の仕様を統一するなどの対応を要望する。

<建議>

①中国生保業進出時の出資上限について

外資系生保が中国に参入する場合、合弁企業の設立を義務付けられている。加えて、外資の出資比率は50%が上限になっている。同制限の緩和を要望する。

②合弁生保を設立した後の中国全土への展開時の支店開設について

外資合弁生保は、中国保険監督管理委員会または進出先の中国保険監督管理委員会監督管理局より、複数の支店の設立申請を同時に行って